

食料・農業・農村基本法改正案の成立等に関する委員長談話

本日、食料・農業・農村基本法改正案が参議院本会議において可決・成立した。基本法は農政の憲法として施行から25年が経過し、頻発する自然災害やウクライナ・中東情勢など、食料供給のリスクが高まるなか、国内農業生産の増大を図る施策への転換に繋がる法改正として、生産現場では強く期待していた。しかし、これまで掲げてきた食料自給率目標が一度も達成されていないほか、国際貿易協定の進展や農業分野への競争力強化政策の推進による農家戸数の大幅な減少、生産基盤の脆弱化などの課題を十分に検証しないまま審議が進められ、成立したことは誠に遺憾である。

今回の法改正においては、不安定化する世界情勢を踏まえ、国内の食料を安定的に合理的な価格で供給することが求められている。特に、適正な価格形成に向けては、消費者の理解醸成を前提に、生産費が価格に反映されることが望まれるが、一方的に消費者に負担させるのではなく、価格に反映できない恒常的な赤字部分については、国による所得補償などが必要と考える。

また、食料供給困難事態対策法案の審議にあたっては、これまで国は生産調整を手放し、農業者・農業者団体に委ねてきた経過にあり、需要に応じた生産に努めてきた農業者の努力を蔑ろにする前科を伴う罰則には到底納得できない。政策誘導はインセンティブによって行うべきであり、平時より官・民・農が連携した実効性ある生産体制や備蓄の強化、輸出入体制の構築等を適切に組み合わせるなど、国民の食料供給を確保することが重要である。

今後の食料・農業・農村基本計画の策定においては、過去の政策の検証を踏まえ、目標達成に向けた生産基盤の強化や、多様な農業の担い手の育成、再生産可能な農業所得の確保など、食料安全保障が確立されることを強く望み、組織としてもその実現に向けて運動を展開していく。

2024（令和6）年 5月 29日

北海道農民連盟 委員長 大久保 明義